

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に基づく回答

監 査 対 象	市民生活部 市民生活相談課 教育委員会事務局 生涯学習課
意 見	<p>地区コミュニティセンターと公民館の機能を併せ持つ施設において、公民館としての使用が可能である使用申請についても、地区コミュニティセンターとして使用承認をしているものが見受けられた。</p> <p>このような施設については、市長と教育委員会のどちらが使用承認を行うかなどの明確な定めは無いが、統一的なルールが示されていないことで施設間や地域間の取扱いの差が生じている。</p> <p>また、地区コミュニティセンターの所管である市民生活相談課が購入し、実際の管理は公民館で行う備品について備品台帳が作成されていないといった事例も見受けられた。</p> <p>これらのことから、地区コミュニティセンターや公民館等について、その管理の在り方や関係部局との調整を検討されたい。</p>
回 答	<p>施設の使用申請については、その使用目的に応じた使用申請とするよう今年度中に統一した定めを作り令和5年4月から適用してまいりたい。</p> <p>地区センターを併設していない地区コミュニティセンターの備品については、地区コミュニティセンターにはセンター長の配置がないことなどから、市民生活相談課と生涯学習課で協議し、公民館で備品台帳を作成し、管理することとした。</p> <p>地区コミュニティセンターと公民館の管理の在り方については、富山市公共施設等総合管理計画における公共施設マネジメントの推進を検討していくなかで、市民にとっても分かりやすい施設の運営となるよう、関係各課と調整を図ってまいりたい。</p>